



2026 年 7 月 29 日

令和8年熊本地震に関する損保業界の対応について

～対策本部を設置、各種損害保険については最長6か月の特別措置を実施～

この度の令和8年熊本地震により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会(会長: 石川 耕治)では、令和8年熊本地震に万全の体制で対応するため、7月28日付で「2026年度自然災害対策本部」(本部長: 石川 耕治)を設置しました。本対策本部では、今般の大規模災害に総力を挙げて対応してまいります。

また、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)については、今回の令和8年熊本地震により災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続きおよび保険料の払い込みを最長6か月後の末日まで猶予する特別措置を実施することとしました。

詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

＜火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)＞

1. 継続契約の締結手続き猶予

災害救助法の適用日から6か月後の末日(2027年1月末日)までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて、2027年1月末日まで猶予いたします。

2. 保険料の払い込み猶予

災害救助法の適用日から6か月後の末日(2027年1月末日)までに払い込むべき保険料の払い込みについて、2027年1月末日まで猶予いたします。

3. その他

上記1.2.に加え、ご提出いただく書類の省略など各種手続きの簡素化や要件緩和等の取扱いを実施している場合があります。

1. 地震による損害を補償する損害保険について

損害保険各社では、地震保険をご契約されている建物または家財について損害を調査し、損害の程度に応じて保険金をお支払いします。なお、地震保険以外の損害保険（自動車保険、傷害保険など）につきましても、地震や津波による損害を補償する特約が付帯されている場合は保険金をお支払いします。詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

「保険金が使える」と言って住宅修理を勧誘する業者や保険金の請求を代行する業者とのトラブルが増加していますので、ご注意ください。

（参考）<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

2. お問い合わせ窓口

(1) そんぽ ADR センター

損害保険に関するご相談は、そんぽ ADR センターで受け付けております。

＜日本損害保険協会の相談窓口：そんぽ ADR センター＞

TEL：03-4332-5241（全国共通）

※受付時間：9時15分～17時00分（土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く）

※当面は、土・日・祝日も令和8年熊本地震に関する相談をお受けいたします。

(2) 自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊・流失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

なお、原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

＜自然災害等損保契約照会センター＞

フリーダイヤル：0120-501331

※受付時間は、そんぽADRセンターと同様

3. 災害時の対応に関する参考情報

YAHOO! JAPAN 防災手帳の「災害時の知恵」に、損害保険に関する受付窓口などを掲載していますので、あわせてご利用ください。

URL：<https://emg.yahoo.co.jp/notebook/contents/article/lifeinsurance200710.html>

以 上

あなたの**保険金**が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル
1

甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は
皆さんもらっていますよ。支払われた
保険金の使い道は自由です。

保険金は**手数料なし**で
申請いただけます。

えっ!
サポートの手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。



100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!



トラブル
2

知らない間に詐欺に加担



被害診断から
保険金の請求まで
**全てこちらに
お任せください!**

うその理由で保険金請求すると
詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する
業者も存在します。



もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな...



「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」か
「損害保険代理店」に

まず相談!

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



「保険が使える」にご用心!

▶▶▶▶ あなたの身近でも増えています! ◀◀◀◀

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

手数料は
かかりません!

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。

保険会社・代理店にご連絡ください。
ご請求方法を詳しくご案内します。

必要なものの例: 被害箇所の写真、
修理見積書※

※修理見積書作成に当たっては、
工務店など依頼先とのトラブル
にご注意ください。

台風や大雪による被害



地震による被害



地震保険の請求に修理見積書は必要なく、
より簡単に請求手続きができます。詳細な
請求方法は、保険会社・代理店まで
お問合せください。

一般的な請求手続き方法については、
こちらからご確認いただけます。

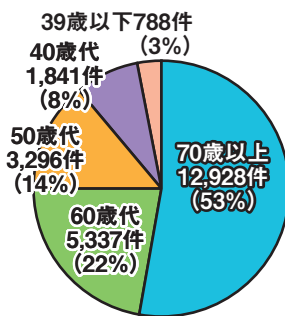


トラブル相談が
多く寄せられています。

2022年度の
トラブル相談件数

2,124件

高齢者の相談が
多いです
(平均年齢は67.9歳)



70歳以上の
相談が約半数を
占めています

2013年度から2022年度によせられた相談の内訳(不明・無回答等除く)

データは2023年3月31日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

業者との
トラブルに関する
ご相談は
こちらへ

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

0120-309-444 (さあ連絡しよう)

※受付時間: 午前9時~12時、午後1時~5時 月~金(祝日・当協会の休業日を除く)

損害保険に
関する
ご相談は
こちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター) <全国共通・通話料有料>

03-4332-5241

受付日: 月~金曜(祝・休日および12月30日~1月4日除く)

受付時間: 午前9時15分~午後5時

契約
トラブルに
関する
ご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

い や や
188

身近な
消費生活相談窓口
につながります!